

今月の注目! 岡山市

注目!

自宅の将来について、家族で話をしませんか?

岡山・空き家を生まないプロジェクト



問 建築指導課 ☎086-803-1410
<https://akiya-okayama.cecnet.co.jp/>

「この家、将来どうする?」

自宅が老朽化し危険な空き家となり地域の皆さんに迷惑をかけてしまう前に、自宅の将来について考え、家族や親族と話し合ってみませんか?

空き家を生まないプロジェクトとは?

開発から40~50年を経過した戸建団地では、世代交代の時期を迎え、今後立て続けに空き家が発生すると予想されます。

市では、住宅所有者の人を対象に、自宅の将来について考えていただき、地域に空き家を生まないためのさまざまな取り組みを、産官学協働プロジェクトとして、令和元年から行っています。



プロジェクトの目的



空き家の発生抑制のため、住宅所有者に対し「自宅の将来について早い段階で考え、行動してもらう」ことを目的としています。

活動の内容

▶ アンケート調査

ご協力いただける町内会の各家庭に、自宅の将来について考えていただくきっかけづくりとして、態度・行動変容に向けたアンケート調査を行います。

調査結果は、取りまとめて町内会へ報告させていただきます。

▶ ワークショップ・相談会

アンケート調査にご協力いただいた人を対象に、自宅の将来についての悩み・不安を解消していただけるよう、専門家(弁護士、司法書士、建築士など)を交えたワークショップや相談会を開催し、空き家を生まないための具体的な行動を促します。

募集

令和3年度、本プロジェクトに参加していただける町内会を募集しています。興味がある人は、町内会単位でお問い合わせください。

注目!

ごみ減量・リサイクルガイド「ど〜すりゃ〜ええ?」改訂のお知らせ

問 環境事業課 ☎086-803-1321

ごみ減量・リサイクルガイド「ど〜すりゃ〜ええ?」を改訂しました。令和3年3月中に市民の皆さんへ全戸配布します(建部地区を除く)。以下、主な変更点をご紹介します。



主な変更点をご紹介します!

① スプレー缶の排出方法

- (×) 使い切り穴を開ける。青色コンテナ(瀬戸地域を除く)に空き缶と一緒に入れる。
- (○) 使い切る。穴を開けずに緑コンテナに入れる。

令和3年4月1日以降



穴を開けずに緑コンテナへ

② 粗大ごみとなる大きさについて

- (×) 一斗缶(18リットル)以上の大きさのもの。
- (○) 20リットルの有料指定ごみ袋に入り切らないもの。

大きさの目安(可燃ごみ・不燃ごみ)

ごみ一つの大きさが20ℓの有料指定ごみ袋に入るものです。



※入りきらないものは粗大ごみになります。



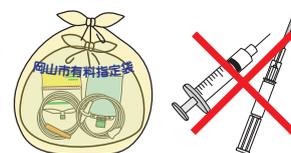
③ リチウムイオンバッテリー (一体型のもの)

- (×) 小型家電として小型家電回収ボックスに入れる。
- (○) ビニール袋に入れた上で、電池として灰色コンテナに入れる。



④ 在宅医療廃棄物について

- (×) 収集しない。
- (○) 鋭利でないもの(血液が付着している物は除く)は収集。針がある物などは収集しません。



⑤ ペットボトルのラベルについて

- (×) ラベルは付いたままで構いません。
- (○) ラベルは剥がしてください。



⑥ 古布の出し方について

- (×) ひもで十字に縛って出す。
- (○) 透明または半透明の袋に入れて出す。

※収集曜日についての変更はありません。

<「ど〜すりゃ〜ええ?」の配送に関するお問い合わせ>

9時~17時(土・日曜、祝日を含む)
 ヤマトダイアログ&メディア(株)
 ☎0120-637-631 (令和3年2月22日~3月31日)

注目!

第36回「坪田譲治文学賞」 受賞作が決定しました!

岡山市出身でわが国の児童文学に多大な業績を残した坪田譲治を顕彰する「坪田譲治文学賞」の本年度受賞作が決定しました。

受賞作

『もうひとつの曲がり角』



あらすじ

小学5年生のわたしと中学1年生の兄は2カ月前、母の理想の新しい家に、市の東側から西側へ引っ越してきた。この町で通い出した英会話スクールが休講だったので、わたしはふと通ったことのない道へ行ってみたくなる。道のずっと先には道路にまで木の枝が伸びている家があり、白い花がちらほらと咲いて……。

著者プロフィール

いわせ じょうこ
岩瀬 成子 さん

1950年山口県生まれ。『「うそじゃないよ」と谷川くんはいった』で産経児童出版文化賞・小学館文学賞、『ステゴザウルス』『迷い鳥とぶ』で路傍の石文学賞、『あたらしい子がきて』で野間児童文芸賞、『きみは知らないほうがいい』で産経児童出版文化賞大賞を受賞。



受賞コメント

坪田譲治文学賞をお与えくださり、たいへんありがとうございます。うれしく思っています。この受賞を大きな励みとして、なんとか少しでもいい作品を書いていきたいと思っています。

読者へのメッセージ

子どもの時間の不思議について書きました。子ども時代は短く、あっというまに大人になってしまいます。けれど歳を取ってしまったあとでも、子ども時間は何度も息をふき返します。子どものみなさんにはいまのこととして、大人の方は自分の中の子どもの心を蘇らせて読んでいただければ嬉しいです。

注目!

いよいよ施行されます! 岡山市自転車条例



☎生活安全課 ☎086-803-1106

「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が4月1日に施行されます。

自転車損害賠償保険等の加入義務化

■**自転車を利用する人**は、自転車で事故を起こした際の損害を賠償できるよう、保険等へ加入しなければなりません。
未成年の場合は、保護者の人
に加入義務があります。



■**事業者**は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、保険等に加入しなければなりません。また、自転車通勤者が保険等に加入しているか確認するよう努めなければなりません。

■**自転車小売業者**は、自転車購入者が保険等に加入しているか確認し、情報提供をするよう努めなければなりません。

■**自転車貸し出し業者**は、保険等に加入しなければなりません。

<よくある質問>

Q 自転車に乗っていて自分がケガをした時のための保険に入らないといけない?

A この条例で加入が義務付けられているのは、自分が事故を起こしてしまった際に相手の損害を賠償するための保険ですが、自損事故を起こした場合の補償があるとより安心です。

Q 新たに保険に加入しないといけない?

A まずは、自動車保険や傷害保険、クレジットカードの付帯保険、共済など、現在契約されている保険の内容を確認してください。その中に、自転車事故の損害賠償に対応する特約などが含まれていたら、新たに加入する必要はありません。

子どものヘルメット着用義務化

保護者は、幼児用座席に幼児を乗せるときや、小学生までの子どもが一人で自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させなければなりません。



他にも、自転車の安全利用や防犯対策について定められています。詳細はHPをご覧ください。お問い合わせください。